

グローバル・リスクとしての海外腐敗行為

——ナイジェリア贈賄事件を巡って——

高 巖* 國 廣 正** 五味 祐子**

グローバルなビジネスにおいては、とりわけ、途上国におけるビジネスにおいては、かなりの頻度で、企業側より一定の政治的権限を有する者に対し不正な利益の提供が為される。特に政治が不安定で、透明性が確保されていない途上国であれば、またその国が天然資源などに恵まれていれば、政府高官や政治家（「外国公務員」と総称する）が露骨に不正な資金の提供を求めてくるからである。

通常、グローバルにビジネスを展開する企業は、リバタリアニズムを信奉し「自由な取引」の必要性を強く訴える。グローバル・レベルの自由な取引こそ、皆を豊かにすると考えられるためである。ただ同時に、リバタリアニズムは、自由な競争を阻害する行為を徹底して指弾・排斥する思想でもある。たとえば、価格カルテル、生産制限、市場分割などの「自由な競争」を欺く行為は、厳正に処罰すべしとするものである。市場競争では、財サービスは価格と品質で競い合うのが基本であるが、仲間と共謀・結託するカルテルは、その市場の評価メカニズムを完全に歪めてしまうためである。この社会哲学は、本稿で見ていく外国公務員贈賄に対しても厳しい姿勢で臨むことを強く求める。贈賄は、収賄側と贈賄側が裏で共謀・結託し、価格や品質による評価メカニズムを確実に歪めるからである。

さらに「外国公務員への贈賄」は、社会的弱者の立場を擁護するニューリベラリズムからも非難を受ける。その理由は、贈賄行為が、進出先の国の意思決定を誤らせ、一般市民の生活を悪化させる可能性を持っているためである。たとえば、決定権限を有する政府高官に賄賂を渡し、巨大プロジェクトの請負契約を先進国のある多国籍企業が取得したとしよう。公正な競争入札にかけていれば、安い価格で発注できたものが、結局、割高になってしまう。その負担は誰が負うのか。結果的に、国民が負担することになる。仮に国民が税金という形で負担しなくとも、契約企業やエージェント（代理人）から支払われるすべての資金は政府関係者個人のポケットに入るべきものではない。それは、国庫に入るべきものであり、それを通して国民生活の向上に役立てられるべきものである。このため、ニューリベラリズムは、政治家・官僚などによる不正資金の受領と蓄財を厳しく批判するのである。

本稿においてとりあげるナイジェリア贈賄事件は、米国においては、2012年2月にすべてが結審した典型的なグローバル・イシューである。贈賄の舞台となったナイジェリアは、1990年代、最も腐敗した国家として国際社会より非難を受けていた。1993年11月のクーデターで独裁体制を敷いたサニ・アバ

* 麗澤大学教授 ** 国広総合法律事務所弁護士

チャ将軍は1998年6月に死去したが、この間、彼が蓄えた外貨資産は30億ドル以上と言われている。他方で、ナイジェリアでは「ニジェール・デルタ」と呼ばれる産油地帯で深刻な環境破壊が続き、これに抗議した運動家が処刑（1995年11月）されるという人権侵害も起きている¹⁾。石油資源の開発、これに絡む不正資金の授受、開発に反対する少数派の排除（人権侵害）。ナイジェリアでは、この3つの事象が明確に繋がっていた。

しかし、国際社会は、こうした腐敗問題を取り締まる世界政府や中央警察を持っていない。このため、20世紀においては、各国当局が国内にある情報を頼りに（ほとんど情報はない）独自に捜査するというのが基本であった。それはとても海外腐敗行為を排除・摘発するようなものではなかった。逆を言えば「汚いことをやるのがビジネス」と豪語される時代だったわけである。しかし、21世紀に入り、状況は大きく変わりつつある。世界が、特に先進国や国際NGOが「これを絶対に許さない」という意志を固め、贈収賄の撲滅に本気で動き出したからである。社会哲学的に言えば、リバタリアニズムとニューリベラリズムの利害が一致し、この動きを一気に推進し始めたからである。

それゆえ、本稿は「海外における贈賄行為」を「反競争的行為」（特にハードコア・カルテル）と並ぶもう1つの大きなグローバル・イシューと捉える。このイシューは、企業の観点から見れば、著しく大きなグローバル・リスクということになる。そのリスクの大きさを確認するため、ここでは、日揮株式会社（JGC）をはじめとする複数の多国籍企業が関与したナイジェリア贈賄事件を見ていくことにする²⁾。

一般に、海外腐敗行為が大きなリスクと見

なされる理由は、次の3点に集約される。第1は「米欧を中心に多くの国が自国の贈賄禁止法を域外適用し始めたこと」。また域外適用とまでは行かなくても、「OECD 外国公務員贈賄防止条約」（国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約）を締結した国々が積極的に情報共有を開始したことで、域外適用と同じ効果を生み出しつつあることである。第2は「米欧を中心に違反行為（特に海外の政治家や政府高官に対する贈賄行為）に対し、莫大なサンクションを科し始めたこと」。ここ数年で罰金・制裁金額は一気に膨らみ、1企業に対するサンクションの最大額は既に16億ドルを超えている。第3は「規制当局が不正をより簡単に摘発できるようになっていること」。これに関しては、米司法省の捜査が効果をあげており、その典型をナイジェリア贈賄事件に見ることにする。

流れを簡単に説明すれば、第1節では、第1理由と第2理由について現状を整理する。その上で、第2節および第3節で、ナイジェリア贈賄事件がどのようなものであったかを要約する。特にナイジェリアは、1996年、1997年、2000年と複数年にわたり、トランスペアレンシー・インターナショナルによる「腐敗指数」（CPI）が世界最悪であった³⁾。最も腐敗した国家における資源ビジネスとその裏側を観ることで、海外腐敗行為にかかわるリスクがどのようなものであるか、またどれほど大きなリスクを抱えているかを理解することができよう。「規制当局が不正をより簡単に摘発できるようになっていること」が第3理由であるが、第2節および第3節の詳細な犯罪情報を見ることで、規制当局の情報収集能力がいかに高いものになっているかを実感することになる。本稿最後の第4節では、その収集能力を高めている、米当局（主に司

1) ヒラリー・ブール『ハンドブック：世界の人権』梅田徹訳、明石書店、2001年、249-250頁。

2) JGCは、2011年4月6日の起訴猶予合意を受け、本格的な体制作りには動いている。その意味で、JGCにおける体制づくりは、日本企業の中では、他社より一歩も二歩も先へ進んでいる。

3) 2011年調査報告書でも182ヶ国中143位にあり、まだまだ大きな問題を抱える国となっている。Transparency International, "Corruption Perceptions Index 2011," November 2011, p. 5.

法省犯罪局：Criminal Division) の主な手法 (罰金額決定の裁量、司法取引合意、起訴猶予合意、内部告発制度の積極活用) を見ていくことにしたい。

第1節 贈賄禁止法の域外適用と違反に対するサンクション

第1の理由は、米欧が「属地主義」「属人主義」の論理を柔軟に駆使し、国内法を実質的に域外適用し始めたことである。また域外適用しない場合でも、OECD 外国公務員贈賄防止条約が締結されたことで、国家間の情報共有が大きく進み始めたことである。そうした態勢が整うまでに世界は約35年の歳月を費やした。1977年の米国に遡り、初期の試みを確認しておこう。

(1) 海外腐敗行為防止法の制定と外国公務員贈賄防止条約

1970年代、米国では、ウォーターゲート事件をきっかけに、企業による違法な政治献金が次々と発覚していった。同時に、海外の政治家などに対する不透明な支払いも明るみとなっていった。このため、あらためてSEC が本格的な調査を実施したところ、主要企業を含む400社以上が海外で3億ドル超の疑わしい資金の支払いをしていることが判明し

た⁴⁾。その調査の過程で、全日空における次期航空機の選定に絡み、日本の政治家や政府高官などがロッキード社より不正な資金の提供を受けていたという事実が表面化した。これが日本の総理大臣までが関与した「ロッキード事件」(1976年)である⁵⁾。

当時、米国には、国内の政治家などに賄賂を贈ることを禁ずる法律はあったが、海外における贈賄行為を処罰する法律はなかった。このため、1977年12月、世界で初めて「外国公務員」(政治家などを含む)への賄賂の提供を禁止する法律、「海外腐敗行為防止法」(FCPA: Foreign Corrupt Practices Act) が制定された。同法は「贈賄禁止条項」と「会計処理条項」という2つの柱から成っている⁶⁾。前者の贈賄禁止条項は「証券発行者」(issuer, 証券取引所法に基づき、SEC に登録する義務のある発行会社、ADR 発行の企業も含む)および「国内行動主体」(domestic concern)に適用されるもので、同条違反は、当時、企業であれば、100万ドル以下の罰金、個人であれば(悪意ある違反に限り)、1万ドル以下の罰金(5年以下の懲役)をそれぞれ科すとされた。後者の会計処理条項は「証券発行者」に正確な財務報告を義務づけるもので、同条違反は、証券取引所法の規定に従い、1万ドル以下の罰金(5年以下の懲役)を科すとされた⁷⁾。一般に、贈賄にかか

4) 梅田徹「外国公務員贈賄防止体制の研究」麗澤大学出版会、2011年、20頁。

5) この事件では、不正な資金が様々なルートから流れていたことが判明したが、その1つとしてロッキード社販売代理店を務めていた丸紅株式会社から政府高官につながるものがあつた。ナイジェリア贈賄事件で、丸紅の名前が再び出てくるが、ロッキード事件での経験は丸紅では既に風化していたと言わざるを得ない。

6) 現在の「海外腐敗行為防止法」(海外汚職防止法)は以下のような構成になっている。最初の78mで、証券発行者の報告義務を掲げ、次に78dd-1で、発行者(issuers)あるいは当該発行者の役員・社員・代理人などが行つてはならない通商慣行(贈賄行為)をあげている。ここに、会計処理条項と贈賄禁止条項の2つが示されている。前者の会計処理条項は、さらに「発行者の資産の取引ならびに処分について適度に詳細で、正確かつ公正に反映させた帳簿、記録、会計の作成および保存」(会計帳簿条項)と、これを確実なものとする「十分な内部会計管理システムの考案と維持」(内部統制条項)の2つから成る。以上が証券発行者に対する規定である。これに加え、後者の贈賄禁止条項に関し、78dd-2で、発行者以外の国内関係者あるいは当該国内関係者の役員・社員・代理人など(国内行動主体: domestic concerns)が行つてはならない通商慣行が示され、最後の78dd-3で、それ以外の者(persons other than issuers or domestic concerns)が行つてはならない通商行為が示されている。なお、証券発行者、国内行動主体、それ以外の者の場合においても、資金や物品などの提供は、それを行う相手側の「国の成文法および規制下で合法的」であれば、それが「交通費・宿泊費などといった妥当かつ真正な支出」であれば、また「製品またはサービスの推進、実証、説明」あるいは「外国政府もしくは同政府の行政当局との契約の遂行または履行」に直接関連するものであれば、これを「積極的抗弁」(affirmative defenses)として用いることができるとしている。

わった場合、会計帳簿に「賄賂」という記録を残すことはない。そのため、ほぼ必然的に、事実を公正に反映させる帳簿を作成・保存しなかったことを理由として、また内部統制がそうした会計処理を許してしまったことを理由として、会計処理条項違反が問われることになる。

しかし、当時のFCPAは、他国の企業には適用されなかったため、米国系多国籍企業の足を引っ張ることとなった。目の前にビジネス・チャンスがあってもなかなか手を出せず、逆に厳しい規制を受けない海外企業がそのチャンスを奪っていったからである。このため、1988年にFCPAを緩和する法改正が行われたが、米国系企業の不利は解消されなかった。こうした事態に鑑み、米国政府は、早い時期より非公式的・公式的に「経済開発協力機構」(OECD)に、腐敗防止の枠組みをグローバル・レベルで構築するよう働きかけていった。それが実を結び、1997年12月、OECDにおいて「外国公務員贈賄防止条約」(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)が採択され、1999年2月に発効となった。

(2) 贈賄防止条約と各国の対応

1997年末の採択を受け、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国、トルコなどを含む38ヶ国が次々と条約を締結し(ブルガリア、ブラジル、アルゼンチ

ン、南アフリカなどの非OECD諸国も締約国として参加)、現在、38ヶ国すべてが外国公務員贈賄を国内法で禁止している⁸⁾。

本条約の採択と同時に、1998年、米国はあらためてFCPAの改正を行っている。主な改正点は、第1に米国滞在中に外国人(any person)が行った行為まで処罰できるよう適用範囲を広げたこと、第2に「外国公務員」という定義を拡大したこと、第3に「属人主義」を採用し米国企業および米国人が国外で行った行為に対してFCPAを適用可能としたこと、そして最後に米国人と米国企業に雇われた外国人、その代理人(エージェンツ)として行動した外国人との間に存在していた罰則格差を是正したこと、であった⁹⁾。

同条約の採択を受け、日本も1998年不正競争防止法(UCPA: Unfair Competition Prevention Act)を改正し、外国公務員贈賄罪を導入した。ただし、この段階では、国内に同法違反を構成する要素がある場合にのみ、同法を適用するという「属地主義」の立場にとどまった。なお、外国公務員贈賄防止条約は、締結後の各国の立法措置・執行状況などをフォローするため、「監視と事後措置」に関する規定も設けていた¹⁰⁾。この規定に則り、フォローアップ審査を実施した監視チームは、日本のUCPAの問題点を指摘した。これを受け、日本政府は、2004年5月、外国公務員贈賄罪に国民の国外犯処罰を可能とする改正を行っている¹¹⁾。

改正前は、属地主義にしたがって、国内で

7) 梅田徹『外国公務員贈賄防止体制の研究』麗澤大学出版会、2011年、21頁。現在、贈賄防止条項違反は、法人の場合、罰金200万ドル以下もしくは利得・損害の2倍、個人の場合、罰金25万ドル以下もしくは利得・損害の2倍(5年以下の禁固刑)、会計処理条項違反は、法人の場合、罰金2500万ドル以下もしくは利得・損害の2倍、個人の場合、罰金500万ドル以下もしくは利得・損害の2倍(20年以下の禁固刑)となっている。これに加え、贈賄禁止条項は法人(1万ドル以下)に対し、また会計処理条項は法人(50万ドル以下もしくは利得額)および個人(10万ドル以下もしくは利得額)に対し、民事制裁金を科す形となっている。なお、米国では、発行市場を規制するのが1933年証券法で、流通市場を規制するのが1934年証券取引所法となっている。

8) OECD Working Group on Bribery, "2010 Annual Report," OECD Publishing, No.89441 - 2010, p. 54.

9) 梅田徹『外国公務員贈賄防止体制の研究』麗澤大学出版会、2011年、24頁。

10) 梅田徹『外国公務員贈賄防止体制の研究』麗澤大学出版会、2011年、34-38頁。

11) 不正競争防止法とは別に、2000年、組織犯罪処罰法が改正され、外国公務員贈賄罪が処罰法の対象となる犯罪に組み入れられた。没収の対象となる「犯罪収益」は相手側に供与された財産となっている。梅田徹『外国公務員贈賄防止体制の研究』麗澤大学出版会、2011年、98頁。

問題行為に関与した個人およびその個人が所属する法人だけが処罰されることになってきたが、2004年の改正により、世界のどこで不正な利益を提供しようと、日本人あるいは日本企業であれば、外国公務員贈賄罪が成立することとなった。つまり、属地主義と属人主義の双方を併用することとなった¹²⁾。

海外腐敗行為への対応は、その後も様々な国際会議の場で議論され、2003年6月のエビアン・サミットにおける取り組み強化に関する提言、2003年12月の国連腐敗防止条約の締結（2005年12月発効）、2004年6月の国連グローバル・コンパクトへの追加（第10原則として腐敗防止が追加）などへと発展していった¹³⁾。

(3) FCPA の積極的な域外適用とサンクション

なお、第2節以降で詳述するが、ナイジェリア贈賄事件では、丸紅も代理人（エージェント）としてナイジェリアの公務員に対し賄賂を提供していた。同社は米国に子会社を持っているが、同子会社はこの事件には一切関与していない。このため、仮に米国のFCPAを厳格に運用すれば、FCPAは丸紅には適用されなかったかもしれないが、司法省は様々な理由や解釈をもって、同法を域外適用している。

司法省が最終的に用いた理由は、丸紅が米国企業 KBR 社（Kellogg, Brown & Root）の代理人として、つまり「国内行動主体」（domestic concern）の代理人として犯罪に関与

し、また証券登録されているテクニップ社（Technip）の代理人として、つまり「証券発行者」（issuer）の代理人として、犯罪に関与していたため、というものであった。今回の事件では、結局、採用されなかったが、司法省は、発行者以外あるいは国内行動主体以外の「any person」条項の適用も考えていた。Any person 条項とは、米国内で犯罪を構成する要件が僅かでもあれば、つまり、「合衆国の領地内にいる間」に海外腐敗行為にかかわれば、いかなる外国人にも FCPA を適用するというものである。この規定（78dd-3）に従えば、丸紅はヒューストンで KBR トップのスタンレー（Albert Jackson Stanley）と面談し、契約内容や報酬について協議していたため、any person 条項が適用されるとしたわけである¹⁴⁾。最終的には、any person 条項による起訴は見送られたが、今後、FCPA がより広く解釈・適用されるようになることはほぼ間違いなからう¹⁵⁾。

なお、米国が域外適用を積極的に行ってきた結果として、FCPA 違反で摘発・処罰される外国企業の数が増え続けている。図表1が示す通り、米国財務省に罰金などを支払った支払額上位10社を見ると、9社がすべて非米国系企業となっている¹⁶⁾。

また、外国企業の摘発や罰金額などの急増は、2008年以降に顕著となっている。こうした変化は、司法省が2006年に「犯罪局詐欺セクション」の中に、起訴、他国法執行機関との協力、米国政府内の横断的腐敗防止策の検

12) 日本の公務員に対する贈賄は刑法で処罰されるのに対し、外国公務員へのそれは不正競争防止法上の罪として処罰される。不正競争防止法18条に違反した者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金の刑に処される（またはこれらの併科）。また行為者が、所属する法人の業務に関し違反行為を行なった場合、法人に3億円以下の罰金刑が科される。高蔵他「R-BEC006：外国公務員贈賄防止に関する企業内意思決定の支援ツール」麗澤大学企業倫理研究センター、2006年7月、1頁。

13) 高蔵他「R-BEC006：外国公務員贈賄防止に関する企業内意思決定の支援ツール」麗澤大学企業倫理研究センター、2006年7月、1頁。

14) United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, p. 10.

15) Daniel P. Levison and Jarod Taylor, "Marubeni - Extending FCPA's Jurisdictional Reach," Law 360, Portfolio Media, Inc.

16) Richard L. Cassin, "With Magyar in New Top Ten, It's 90% Non-U.S.," The FCPA Blog, December 29, 2011, <http://www.fcpablog.com/blog/2011/12/29/with-magyar-in-new-top-ten-its-90-non-us.html>

図表1 FCPA 違反企業の罰金額・不当利益返還額トップ10

(2011年12月末時点)

順位	年度	事業体	支払額
1	2008	Siemens (ドイツ)	8 億ドル
2	2009	KBR / Halliburton (米国)	5 億7,900万ドル
3	2010	BAE (英国)	4 億ドル
4	2010	Snamprogetti Netherlands B.V. / ENI S.p.A (オランダ/イタリア)	3 億6,500万ドル
5	2010	Technip S.A. (フランス)	3 億3,800万ドル
6	2011	JGC Corporation (日本)	2 億1,880万ドル
7	2010	Daimler AG (ドイツ)	1 億8,500万ドル
8	2010	Alcatel-Lucent (フランス)	1 億3,700万ドル
9	2011	Magyar Telekom / Deutsche Telekom (ハンガリー/ドイツ)	9,500万ドル
10	2010	Panalpina (スイス)	8,180万ドル

討などを専門的に行う「FCPA ユニット」を設けたことなどにもよっている¹⁷⁾。

米国による域外適用と併せ、OECD 加盟国による対応や情報共有も着実に進んでいる。その一端として現れているのが摘発件数の増加と世界的な厳罰化である。『OECD 贈賄問題作業グループ年次報告書2010』（2011年3月現在）によれば、1999年に外国公務員贈賄防止条約が発効されてから、38の締約国がそれぞれ国内法とその執行体制を整備してきた。その結果、2010年12月までの10年間で、13ヶ国が91法人と199人の個人を贈賄罪で処分している。また刑事処分を受けた個人199人のうち、少なくとも54人が実刑判決を受けている¹⁸⁾。過去10年間の主要国の対応状況を整

理したものが図表2aと図表2bである¹⁹⁾。

FCPA の積極的な域外適用とサンクシヨンの大きさを理解するのに一番分かりやすいケースは、シーメンス・グループが関与した贈賄事件であろう²⁰⁾。

この事件は、2006年11月に独ミュンヘン検察庁が行った強制捜査で表面化した。これに関し、2007年10月、ミュンヘン検察庁は、グループ子会社のシーメンス・テレコミュニケーションズと和解し、総額2億100万ユーロ（罰金100万ユーロ+不当利益2億ユーロ）の支払いを命じた（約2億8,700万ドル）²¹⁾。これ以降、シーメンス・グループの組織的会計不正が明らかとなり、ドイツと米国で科されるサンクシヨンの総額は16億ドルにまで膨

17) The United States, *Summaries of Foreign Corrupt Practices Act Enforcement Actions by the United States*, January 1, 1998 - February 10, 2012, p. v.

18) OECD Working Group on Bribery, "2010 Annual Report," OECD Publishing, No. 89441 - 2010, p. 15. なお、2011年3月の段階で、15の締約国が約260件の捜査を続け、5ヶ国が120人および20社に対し訴訟を提起している状況という。http://www.fcpablog.com/

19) OECD Working Group on Bribery, "2010 Annual Report," OECD Publishing, No. 89441 - 2010, pp. 17-18.

20) この事件にあたり、米司法省はシーメンス AG に対する罰金額範囲を次のように算出している。『連邦量刑ガイドライン』によれば、同社が犯した罪は犯罪レベルで44。ただし、この事件では、不正な目的で供与された資金あるいはそれによって得た利益の総額（8億4,350万ドル）がレベル44を超えるため、8億4,350万ドルが基準罰金額とされた。他方、有責点数は8点となり、最低乗数と最大乗数の幅は1.60~3.20となった。この基準罰金額と乗数をかけ合わせ、最終の予想罰金額を10億3,500万ドル~20億7,000万ドルの範囲とした。Department of Justice (Fraud Section Criminal Division), "A Letter to Scott W. Muller and Angela T. Burgess," December 15, 2008, pp. 3-4.

21) Department of Justice, "Siemens AG and Three Subsidiaries Plead Guilty to Foreign Corrupt Practices Act Violations and Agree to Pay \$450 Million in Combined Criminal Fines: Coordinated Enforcement Actions by DOJ, SEC and German Authorities Result in Penalties of \$1.6 Billion," (for Immediate Release) December 15, 2008.

図表 2 a 贈賄行為に関する刑事処分 (1999年～2010年12月)

締約国	情報提供日	個人	法人	個人の免責
ドイツ	2010年12月	30 +35の同意制裁	6	0
ハンガリー	2009年12月	27	0	2
イタリア	2009年12月	21 16の司法取引を含む	18 17の司法取引含む	1
韓国	2009年12月	13	3	0
英国	2010年12月	3	2	0
米国	2010年12月	48 41の司法取引を含む	27の司法取引 +32の DPA と NPA	0

この表に示されたドイツのデータは2010年の完了した訴訟をすべて反映していない。2010年にドイツは2人に制裁を科し、1人に同意制裁を科した。DPA は起訴猶予合意、NPA は不起訴合意を指す。なお、企業の免責は1件もない。

図表 2 b 贈賄行為に関する追加的行政・民事処分 (1999年～2010年12月)

締約国	情報提供日	個人	法人	個人の免責
ドイツ	2010年12月	4		0
米国	2010年12月	37の和解	45 44の和解を含む	0

民事訴訟で和解に至った多くの者が刑事訴訟でも処分を受けている。なお、企業の免責は1件もない。

らんでいくこととなった。

シーメンス AG は米国の「証券発行者」であるため、米司法省が捜査に乗り出し、いくつかの新たな事実が明らかとなった。司法省によれば「シーメンス・グループは、2001年3月12日～2007年9月30日までの間、世界の各地で仕事を得るため、外国公務員に賄賂を渡すための広範かつ組織的活動を続け、FCPA に違反した。グループは不正な支払いを隠すための巧妙な支払スキームを構築し、同社の不適切な内部統制がこれを放置し、その結果、この支払い慣行をグループ全体に蔓延させた。前上級管理職を含むあらゆるレベルの従業員が不適切な行動に関与しており、これは長い間、同社の企業文化がFCPA に反目するものであったことを示す証左であ

る」という²²⁾。

司法省側のこの指摘を踏まえ、2008年12月、シーメンス AG は、同社が内部統制条項および会計帳簿条項に違反したこと、子会社シーメンス・アルゼンティーナが会計帳簿条項に違反したこと、また子会社シーメンス・バングラデシュとシーメンス・ベネズエラが贈賄禁止条項あるいは会計処理条項に違反したことなどを認め²³⁾、司法取引合意に基づいて、シーメンス・グループとして総額4億5,000万ドルの罰金に支払った（シーメンス AG が4億4,850万ドル、アルゼンティーナ、バングラデシュ、ベネズエラの子会社それぞれが50万ドル）。また同日、シーメンス AG は、SEC を原告とする民事訴訟で、罪の認否は行わず、不当利得分の3億5,000万ドルを支

22) The United States, *Summaries of Foreign Corrupt Practices Act Enforcement Actions by the United States*, January 1, 1998 - February 10, 2012, p. 13. この間、シーメンスは目的を隠すため、第三者に数千回（少なくとも4,283回）支払いを行っており、その総額は約14億ドルにのぼる。

23) The United States, *Summaries of Foreign Corrupt Practices Act Enforcement Actions by the United States*, January 1, 1998 - February 10, 2012, p. 13. Department of Justice, "Transcript of Press Conference Announcing Siemens AG and Three Subsidiaries Plead Guilty to Foreign Corrupt Practices Act Violations." (for Immediate Release) December 15, 2008.

払った²⁴⁾。さらにこれと併せ、シーメンス AG は、ドイツ・ミュンヘン検察局が捜査中であったシーメンス・テレコミュニケーションズ以外のグループ会社を巡る事件に関する処分も受け入れ、ドイツ側に3億9,500万ユーロ(約5億6,900万ドル)を支払うことに合意した。内訳は、罰金25万ユーロと不当利益3億9,475万ユーロの返還であった²⁵⁾。これだけの大きな罰金・制裁金の支払いに至ったのは、米独両当局の相互協力があつたからであり、かつFCPAの域外適用があつたからである²⁶⁾。

第2節 ナイジェリアの政情と主なプレイヤー

以上、海外贈賄行為をグローバル・リスクと見なす理由を、第1に「贈賄防止法の域外適用や締約国間の情報共有」に、そして第2に「贈賄行為に対するサンクションが強化されていること」に求めた。残り1つの理由(第3理由)について説明する前に、第2節および第3節で「日揮株式会社」(以下、JGCと呼ぶ)などが関与した贈賄事件の詳細を整理しておきたい。ちなみに、この事件には、丸紅株式会社もエージェントとしてかかわっていたが、議論の焦点はエージェント

ではなく、請負契約などをとりにいった企業側(JGCなど4社)に置くこととする。以下、FCPA違反の内容、JGCのプロフィール、ナイジェリアの政情、その他の共謀者、工期毎における贈賄工作、司法省による問題指摘などを確認していこう。

(1) TSKJとナイジェリアの政情

本事件は、KBRやJGCを含む4社のジョイント・ベンチャーであるTSKJが、ナイジェリアで「設計、調達、建設に係る契約」(EPC契約)を勝ちとるため、ナイジェリア政府公務員に約10年(1994年~2004年)にわたり賄賂を贈ってきた、というものである²⁷⁾。JGCはこのTSKJを構成する1企業であったため、米司法省は、JGCの行動がFCPA贈賄禁止条項違反(共謀および帮助・教唆)にあたるとして訴訟準備を進めたが、2011年4月、起訴猶予合意を交わし、起訴を見送った。ただし、この合意をもって、JGC側に罪を認めさせ、罰金2億1,880万ドル(約182億円)を支払わせ、さらに同社を2年間のいわば「保護観察」下に置いた²⁸⁾。ちなみに、この事件にかかわった他の会社については、2009年2月に米国企業(KBR)が罪を認め、2010年6月に、他の欧州系企業2社も起訴猶予合意を結んでいる。こうした経

24) The United States, *Summaries of Foreign Corrupt Practices Act Enforcement Actions by the United States*, January 1, 1998 - February 10, 2012, p. 14. Department of Justice, "Siemens AG and Three Subsidiaries Plead Guilty to Foreign Corrupt Practices Act Violations and Agree to Pay \$450 Million in Combined Criminal Fines: Coordinated Enforcement Actions by DOJ, SEC and German Authorities Result in Penalties of \$1.6 Billion," (for Immediate Release) December 15, 2008. Department of Justice, "Transcript of Press Conference Announcing Siemens AG and Three Subsidiaries Plead Guilty to Foreign Corrupt Practices Act Violations," (for Immediate Release) December 15, 2008.

25) Department of Justice, "Siemens AG and Three Subsidiaries Plead Guilty to Foreign Corrupt Practices Act Violations and Agree to Pay \$450 Million in Combined Criminal Fines: Coordinated Enforcement Actions by DOJ, SEC and German Authorities Result in Penalties of \$1.6 Billion," (for Immediate Release) December 15, 2008.

26) ただし、2008年の段階では、贈賄禁止条項違反でシーメンス AG の責任を問うことはできなかった。この経験を踏まえ、司法省はその後さらに摘発・捜査能力を改善していくことになる。

27) 訴因1は、海外腐敗行為防止法違反の共謀(合衆国法典第18編第371条)、訴因2は海外腐敗行為防止法違反の帮助と教唆(合衆国法典第15編第78dd-2条および合衆国法典第18編第2条)となっている。United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 7 and p. 18.

28) Office of Public Affairs, Department of Justice, *Justice News*, April 6, 2011, p. 1. これに伴い、JGCは2011年3月期第3四半期において、和解費用引当金繰入額、約178億円を特別損失として計上している。日揮株式会社「平成23年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」、2011年2月10日、8頁。

緯の中で、2011年4月、JGCは起訴猶予合意を結んだわけである。

なお、TSKJがナイジェリアで契約を獲得した10年間（1994年～2004年）、ナイジェリア政府の腐敗は最悪の状況にあった（それ以降も大きく改善されたわけではない）。また「ニジェール・デルタ」と呼ばれる産油地帯では環境破壊が進み、これに関連する人権侵害も起こっていた。このため、ナイジェリアは国際NGOなどが最も問題視する国の1つとなっていた。同国の政情は不安定で、TSKJがビジネスを始める前の1993年末、サニ・アバチャ将軍（Sani Abacha, 1943-1998）が実権を握り1998年まで政権を掌握した。この間、アバチャは30億ドル以上の外貨資産を蓄えたとも言われている。1999年の選挙で、オルシェゲン・オバサンジョ（Olusegun Obasanjo, 1937-）が大統領となり、政権は民政に移管した²⁹⁾。オバサンジョは前政権時代の腐敗を正す活動を続け、2003年に大統領に再選されたが、腐敗はオバサンジョ時代のナイジェリアで最も進んだと指摘されている。たとえば、対外的には「腐敗に厳しい態度で臨む」としていたオバサンジョであるが、2006年「3期目は大統領選に出馬できないこと」を知ったとたん、彼自身も買収工作資金の工面に動いたと言われている³⁰⁾。

(2) TSKJのメンバー企業と関係者

JGCは、こうした国で、ビジネスを手がけようとした。同社は、日本で設立された東証一部の上場会社である。このため、米国のFCPAが規定する「国内行動主体」にはあたらない。また証券登録も米国では行っていないため、FCPAが規定する「証券発行者」にも該当しない。よって、一義的には米国法

の適用を受けない会社であった。2011年3月期の有価証券報告書（連結）によれば、売上規模は約4,500億円、営業利益は635億円で、従業員数は単体で2,137名、連結で5,826名となっている³¹⁾。

また、経営理念として、役員・社員一人ひとりが共有する「価値観」を4つ掲げている。第1は高い倫理観と法令順守という「判断基準」、第2は公正で透明性のある企業活動という「行動基準」、第3は進取の気風と自由闊達という「企業風土」、最後は顧客満足と同社の社会的信用の確立ならびに社会との共生による社業の発展という「ベクトル」である。こうした理念を掲げ、社員教育などを実施していたわけであるが、他方で10年の長きにわたり、贈賄行為を繰り返していた³²⁾。もっともJGCは単独で外国公務員への贈賄にかかわったわけではない。それは、4社連合という形をとり、また2人のエージェントを使った、巧妙に設計されたスキームにしたがうものであった。

この事件におけるJGC以外の主なプレイヤーは、TSKJのメンバー企業3社とその関係者である。3社とは、テクニップ社（Technip, S. A.）、オランダ・スナムプロジェクト社（Snamprogetti Netherlands B. V.）、KBR社（Kellogg, Brown & Root）であった。TSKJという社名は、これら3社にJGCを加えた4社の頭文字（T, S, K, J）を並べたものである。

第1のテクニップ社は、パリに本社を置くフランス企業。2001年10月、ニューヨーク証券取引所に上場しているため、登録義務を負う発行会社となる。FCPAが規定する「証券発行者」として、SECに対し財務報告上の義務、内部統制上の義務を負う会社である³³⁾。

第2のオランダ・スナムプロジェクト社

29) ポール・コリアー『最底辺の10億人』中谷和男訳、日経BP社、2008年、83頁。

30) ポール・コリアー『民主主義がアフリカ経済を殺す』甘糟智子訳、日経BP社、2010年、62-63頁。

31) 日揮株式会社『アニュアルレポート2011』2011年3月期、32頁、53頁。

32) 日揮株式会社『アニュアルレポート2011』2011年3月期、3頁。

は、アムステルダムに本社を置く企業。同社はイタリア・ミラノに本社を置くスナムプロジェッティ社 (Snamprogetti S. p. A.) の完全子会社である³⁴⁾。

第3のKBRは、米司法省が最初に摘発した米国企業である。2006年にデラウエアで登記され、テキサス州ヒューストンに本社を置く会社である。KBRは米国企業であるため、FCPAが規定する「国内行動主体」(domestic concern) となる³⁵⁾。

ちなみに、KBRは2つの会社の歴史を持つ。1つはケロググ社 (M.W. Kellogg Company) に始まる歴史である。同社は1901年にニューヨークで設立され、石油精製や化学処理事業を行い、1980年代末にテキサス州ダラスに本社を置くドレッサー・インダストリーズ (Dresser Industries) に買収されている。他の1つはブラウン & ルーツ社 (Brown & Root, Inc.) に始まる歴史である。同社は1919年にヒューストンで設立され、海上プラットフォームの建設などを主要な事業とした。ヒューストンに本社を置くハリバートン社 (Halliburton) が、1962年にブラウン & ルーツ社を買収し、1998年にドレッサー・インダストリーズを買収した。この時、ドレッサー・インダストリーズ傘下のケロググ社 (M.W. Kellogg Company) とブラウン

& ルーツ社が統合され、KBR (Kellogg Brown & Root) が誕生した³⁶⁾。その後、2006年にKBRはニューヨーク証券取引所に上場され、2007年にハリバートン社から独立している。2012年時点で、KBRは、3万5,000人以上の従業員を抱え、世界各地でEPCサービス事業を展開している。

現在、KBRの傘下には、KBRテクニカル・サービス、KBRインターナショナル、Kellogg, Brown and Root LLCなどがあるが、ナイジェリア贈賄事件で刑事訴追されたKBRの後継会社はKellogg, Brown and Root LLCとなる。それゆえ、2009年2月11日に司法省が結んだ司法取引合意の相手方は、KBR (Kellogg Brown & Root LLC) となっている³⁷⁾。

この事件の中心人物であるスタンレー (Albert Jackson Stanley) は、1995年～1997年までKBRの社長を務め、1997年～2001年にCEOを、2001年～2004年には会長を務めている³⁸⁾。KBRを代表し、問題の期間中、TSKJの運営委員会メンバーとして仕事をした。彼はテキサス州ヒューストン在住の米国市民であるため、FCPAが規定する「国内行動主体」となる³⁹⁾。

本件に絡み、ケロググ社 (M. W. Kellogg Ltd.) という会社が出てくるが、これは英国

33) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, pp. 3-4.

34) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 4. ただし、Snamprogetti S.p. A. は、2006年2月まで、ENIが保有する企業であった。ENIは、イタリアの半国有石油ガス会社で、ニューヨーク証券取引所に上場されているため、「証券発行者」となる。このため、本事件においては、ENIに対しSECより民事制裁金が課されている。ちなみに、2008年10月、Snamprogettiは、ゼネコンのSaipem SpAに吸収合併された。2010年の時点で、ENIは、Saipemの株式43パーセントを保有している。ENI S. p. A., *2010 Annual Report*, March 30, 2011, p. 210.

35) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 3.

36) KBR, INC. S-1, "General form of registration statement for all companies including face-amount certificate companies," Filed on 04/14/2006, p. 6.

37) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 3 (Statement of Facts), TXSD, Feb. 11, 2009, p. 1.

38) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 3 (Statement of Facts), TXSD, Feb. 11, 2009, p. 2.

39) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 3.

法に基づいて設立されたKBR子会社である。KBRが55%を出資し、残りの45%をJGCが出資している⁴⁰⁾。ナイジェリアにおける建設プロジェクト（ボニー・アイランド・プロジェクト）では、英国ケロッグ社（M. W. Kellogg Ltd.）のマネジャーであり、セールスマンであったチョーダン（Wojciech J. Chodan）が担当している⁴¹⁾。

1990年、以上の4社が、ナイジェリアにおけるEPC契約の取得を目的として、TSKJを設立した。TSKJ運営委員会メンバーは4社それぞれの上級執行役とし、TSKJに発生する利益・収入あるいは支出はすべて4社間で平等に分配・負担することとした。運営委員会は、TSKJに代わり重要な決定を行うことになったが、これにはEPC契約を獲得するため、誰をエージェントとして採用するか、エージェントにいくら払うかなどの決定も含まれていた⁴²⁾。

(3) エージェントとナイジェリア政府関係者

次に重要なプレイヤーは、エージェントと外国公務員である。TSKJは、本事業に絡み、ポルトガル領マデイラ諸島に3つの特別目的会社（マデイラ1号、マデイラ2号、マデイラ3号）を設けた。設立にあたり、マデイラ1号とマデイラ2号は4社が均等出資しているが、マデイラ3号は、英国KBR子会社が50%出資し、テクニップが25%、スナムプロ

ジェッティが25%、それぞれ出資している。マデイラ3号は、TSKJがエージェントに工作資金を支払う際に使用したSPCとなっている⁴³⁾。特に問題となるマデイラ3号については、JGCによる直接の出資はないが、JGCが英国KBR子会社に45%出資しているため、実質的には出資していたことになる。

TSKJが採用したエージェントの1人は、テスラー（Jeffrey Tesler）と呼ばれるロンドン在住の英国人弁護士であり、もう1人（法人）は東京に本社を置く丸紅株式会社である。前者のテスラーは政府行政部門の高級官僚に、後者の丸紅は下級官僚に賄賂を贈る役割を担った⁴⁴⁾。またテスラーと丸紅は、TSKJのエージェントを務めると同時に、4社それぞれのエージェントとしても行動している。なお、丸紅は、TSKJのエージェントを務めたため、FCPAで規定する「国内行動主体」の代理人（KBRのエージェント）であったことになり、またFCPAで規定する「証券発行者」の代理人（テクニップのエージェント）であったことになる⁴⁵⁾。

テスラーはエージェント契約を結ぶにあたり、また支払いを受けるにあたり、租税回避地ジブラルタルにあるトライスター社（Tri-Star Investments）を使用している。2004年1月までに、このトライスター社に支払われた金額は1億3,200万ドルとなり、また2004年6月までに丸紅に支払われた金額は5,000万ドルとなっている⁴⁶⁾。

40) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 4.

41) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, pp. 11-12.

42) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 2.

43) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 4.

44) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 3 (Statement of Facts), TXSD, Feb. 11, 2009, pp. 5-6.

45) United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, pp. 5-6.

46) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, pp. 4-5. Office of Public Affairs, Department of Justice, *Justice News*, April 6, 2011, p. 2.

最後に契約の相手方であるが、その中心はナイジェリア液化天然ガス社 (NLNG) 関係者となる。同社は、ナイジェリア国有石油公社 (NNPC) が49%の株を保有し、残りを石油関連の多国籍企業が保有する国策会社である⁴⁷⁾。多国籍企業が51%の株式を保有していたわけであるが、国有石油公社の任命する取締役を通じて、ナイジェリア政府がナイジェリア液化天然ガス社を実質的にコントロールしていたため、贈賄事件に登場してくるナイジェリア政府行政部門上級官僚・下級官僚は当然のこと、国有石油公社や液化天然ガス社で働く役員・従業員なども、全員、FCPA で規定する「外国公務員」となる⁴⁸⁾。

第3節 EPC 契約を巡る贈賄工作の流れ

TSKJ が契約獲得を目指したのは、ボニー・アイランド (ニジェール川の河口にある島) に「液化天然ガス施設」(LNG trains) を建設するというプロジェクトであった。液化天然ガスの精製・輸送では、天然ガスをガス井から配管で送り液化天然ガスに精製し、これをタンカーに積むという一連の施設 (Train) が必要となる。TSKJ はこの施設 (系列) の建設に関する契約をとりにいこうとしたわけである。

1995年～2004年にわたる同プロジェクトは、4つの段階 (工期) に分けて契約が結ばれている。第1段階では「第1系列と第2系列」(Trains 1 and 2) が対象となり、第2段階では「第3系列」(Train 3) が、第3段階では

「第4系列と第5系列」(Trains 4 and 5) が、そして最後の第4段階では「第6系列」(Train 6) が契約の対象となっている⁴⁹⁾。

「第1系列と第2系列」を巡る最初の EPC 契約では、形式上、競争入札が行われたが、何の支障もなく TSKJ が落札している。それに続く3つの EPC 契約では、競争入札は行われず、交渉だけで TSKJ が契約を獲得している。4つの契約に係る事業規模は総額で60億ドル超となっている⁵⁰⁾。

TSKJ 側は、それぞれの工期開始前に契約を結ぶ必要があったため、各段階でエージェントを介してナイジェリア政府関係者に協力を要請し、賄賂を提供した。また政権交替や行政部門担当者の異動があれば、仕切り直しの交渉も行った。ヒューストン連邦裁判所に提出された裁判所文書 (犯罪情報) を参考に、契約段階 (工期) 毎の動きを整理しておこう。

(1) 第1段階：1994年～1997年

1994年8月3日頃、ボニー・アイランド・プロジェクト担当のチョーダグが、ロンドンよりヒューストンのスタンレー、JGC の2人の執行役などにファックスを送った。そのファックスには、スタンレー、JGC の執行役、TSKJ の他の役員たちが「(ナイジェリアの) トップの人物に、我々は慣習に則ってビジネスを行う用意がある」というメッセージを送ることに合意した旨、また丸紅にナイジェリア液化天然ガス社の現場レベルの主な職員たちから支持をもらうよう要請することに合意した旨、などが記されていた⁵¹⁾。

1994年11月2日頃、テスラーがチョーダグ

47) Office of Public Affairs, Department of Justice, *Justice News*, April 6, 2011, p. 2.

48) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, pp. 5-6.

49) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 1 (Information), Case 4:09-cr-00071, TXSD, Feb. 11, 2009, p. 8.

50) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, pp. 6-7.

51) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, pp. 11-12. United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, p. 12.

に次の事項を伝えている。「ナイジェリア石油省の上級職員と話をしたこと」「テスラーが必要とする資金は6,000万ドルになるであろうこと」「ナイジェリア政府行政部門トップレベルの官僚がそのうちの4,000万ドルから4,500万ドルを受けとるであろうこと」「他の政府官僚が残りの1,500万ドルから2,000万ドルを受けとるであろうこと」「TSKJとテスラーの間で合意書を交わす前に、スタンレーが行政部門トップレベルの官僚と会合を持つであろうこと」⁵²⁾。

1994年11月30日頃、スタンレーは、その他共謀者、丸紅社員と、ナイジェリアの首都アブジャで、政府行政部門トップレベルの人物と会い、(1) テスラーをTSKJのエージェントとして使っていることに満足しているかを確認した。また(2) そのトップレベル官僚が、石油省上級職員と賄賂(様々な職員に支払われる賄賂)の額について、TSKJが交渉に入るよう望んでいることを確認した⁵³⁾。

1995年3月20日頃、マデイラ3号とトライスター社の間で、もしTSKJが第1段階の契約(Train 1と2)を獲得すれば、マデイラ3号がトライスター社に6,000万ドルを支払うとの合意を結んだ。この契約に基づき、1995年12月27日頃、マデイラ3号は、ニューヨークのコレス銀行口座を介して、トライスター側からの請求書に対する支払い(Train 1と2に関する資金)として、154万2,000ドルをトライスター社に電子送金した。これと前後し、1995年11月15日頃、チャー

ダンがTSKJの他の従業員にファックスを送付している。それには、丸紅がTrain 1とTrain 2の請負契約をとるにはもっと大きな額の手付金が必要であること、500万ドルの手付金を払うよう勧告していることなどが書かれていた⁵⁴⁾。

1996年4月9日頃、マデイラ3号と丸紅の間で、もしTSKJが第1段階の契約(Train 1と2)を獲得すれば、マデイラ3号が同社に対し2,900万ドルを支払うとの合意を結んでいる⁵⁵⁾。

1996年7月26日頃、テスラーは、賄賂工作の一環として、石油省の上級職員が管理するスイスの銀行口座に6万3,000ドルを電子送金している⁵⁶⁾。

(2) 第2段階：1997年～2001年

続く1997年5月1日頃、スタンレー、その他共謀者、丸紅社員などが、首都アブジャで行政部門トップレベルの人物と会合をもって。そこで、第2段階の契約(Train 3のEPC契約)に関し協力を要請し、見返りとしてTSKJが支払う賄賂に関し、交渉すべき代理人を指定するよう要請した⁵⁷⁾。

この後、1998年6月、独裁体制を敷いていたアバチャ将軍が死去した。これを受け、1999年に大統領選挙が行われ、オバサンジョ政権が誕生した。おそらく、このためと思われるが、1999年2月28日頃、スタンレーらは、再度、首都アブジャで行政部門トップレベルの人物(新たな担当者)と会い、第2段階の

52) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 12.

53) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 12. United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, p. 13.

54) United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, p. 13.

55) United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, p. 14.

56) United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, p. 14.

57) United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, p. 14.

契約 (Train 3 の EPC 契約) に関し、再度、TSKJ が交渉すべき代理人を指定するよう要請している。

1999年3月5日頃、スタンレー、JGC の 2 人の執行役、他の共謀者たちは、ロンドンで指定された代理人と会い、TSKJ が第 2 段階の契約 (Train 3 の EPC 契約) をとれるよう協力を要請した。そして、見返りとして支払う賄賂の額などについて交渉した⁵⁸⁾。

1999年3月18日頃、マデイラ 3 号とトライスター社の中で、もし TSKJ が第 2 段階の契約を獲得できれば、マデイラ 3 号がトライスターに 3,250 万ドルを支払うとの合意を結んでいる。また 2000年3月13日頃、マデイラ 3 号と丸紅の間で、もし TSKJ が第 2 段階の契約を獲得できれば、マデイラ 3 号が 400 万ドルを丸紅に支払うとの合意を結んでいる⁵⁹⁾。

2001年1月16日頃、テスラーは、賄賂工作の一環として、行政部門トップレベルの官僚が指定した代理人の銀行口座 (スイスに開設) に 250 万ドルを電子送金している⁶⁰⁾。

(3) 第 3 段階：2001年～2002年

2001年11月11日頃、スタンレーと KBR のセールスマンが、首都アブジャで、ナイジェリア政府の行政部門トップレベルの人物と国有石油公社 (NNPC) の職員に会っている。

そこで、第 3 段階の契約 (Train 4 と 5 の EPC 契約) に関し協力を要請し、またその見返りとして TSKJ が支払う賄賂に関し交渉すべき代理人を指定するよう要請した⁶¹⁾。

第 1 段階と第 2 段階の場合と同様に、2001年12月24日頃、マデイラ 3 号とトライスター社の中で、もし TSKJ が第 3 段階の契約 (Train 4 と 5 の EPC+契約) を獲得できれば、マデイラ 3 号がトライスターに対し 5,100 万ドルを支払うとの合意を結んだ⁶²⁾。同様に、2002年6月14日頃、マデイラ 3 号と丸紅の間で、第 3 段階の契約を獲得すれば、マデイラ 3 号が 2,500 万ドルを丸紅に支払うとの合意を結んでいる⁶³⁾。

(4) 第 4 段階：2002年～2004年

2002年5月28日頃、JGC の執行役らは、第 4 段階の契約 (Train 6 の EPC 契約) に関し、マデイラ 3 号がトライスター社とコンサル契約を結ぶよう指示した⁶⁴⁾。例により、2002年6月28日頃、マデイラ 3 号とトライスター社の中で、もし TSKJ が第 4 段階の契約を獲得できれば、マデイラ 3 号がトライスターに 2,300 万ドルを支払うとの合意を結んでいる⁶⁵⁾。

この第 4 段階は、同国大統領選を迎える時期と重なっている (2003年4月19日に大統領選挙を実施)。大統領選との関連については

58) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, pp. 13-14.

59) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 14.

60) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 15.

61) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 15.

62) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 15.

63) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 16. United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, pp. 16-17.

64) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 15.

65) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 16.

裁判所資料は何も触れていないが、第4段階では、それまでと異なり、特定政党への資金提供などが行われている。たとえば、2002年6月頃、NNPC職員が、テスラー、TSKJ下請業者とロンドンで会合をもち、その折、NNPC職員が、テスラーからの資金を、この下請業者を通じてある政党に渡すよう要請している。事実、2002年8月頃、トライスターがこの下請業者に資金を電子送金している。これを受け、同下請業者従業員が百ドル札で100万ドル入ったカバンをアブジャのホテルに滞在していたNNPC職員に届けている⁶⁶⁾。

2003年4月頃にも、トライスター社が電子送金した資金を受領した下請業者がナイジェリア紙幣(約33万ドル)をNNPC職員が滞するアブジャ・ホテルの駐車場に届けている。同職員が車中の現金をとりに来るまで、この下請業者は駐車場近辺で待機したという⁶⁷⁾。

2003年5月30日頃、トライスター社からの第2段階の契約(Train 3)に関する支払請求を受け、マデイラ3号がニューヨークのコレレス銀行口座を介して、トライスターに12万3,500ドルを電子送金している⁶⁸⁾。同様に、2004年6月15日頃、丸紅からの第3段階の契約(Train 4と5)に関する支払請求を受け、マデイラ3号が丸紅に300万ドルを電子送金している⁶⁹⁾。

(5) 司法省による認定と隠蔽工作として指摘された事項

以上、4つの契約にかかわる連続した贈賄工作をもって、司法省は(1)他の3社と同様、JGCをFCPA違反の共謀者と認定した⁷⁰⁾。またJGCがKBR(国内行動主体)に働きかけ、マデイラ3号の銀行口座よりニューヨークのコレレス銀行口座を介してトライスター社に資金を送金させたため、つまり、ナイジェリア政府公務員への贈賄を可能とする資金提供にかかわったため(米ドルの不正な支払いを実行させたため)、(2)JGCを同法違反の幫助・教唆にあたると判断した⁷¹⁾。

丸紅に関しては、既に第1節において言及したが、KBR(国内行動主体)の代理人として、また証券登録されているテクニップ(証券発行者)の代理人として犯罪に関与したため、司法省は、JGCと同様、丸紅も同法違反の「共謀および幫助・教唆」にあたるとした。ただし、司法省は、最終的にJGCおよび丸紅と起訴猶予合意(丸紅の場合、2012年1月17日)を結び、起訴を見送っている⁷²⁾。

JGCおよび丸紅に対しては、このような認定を行っているが、司法省は、ナイジェリア贈賄事件における工作を悪質なものと捉え、とりわけTSKJおよびその他関係者が長期にわたって「隠蔽」という意図をもって贈賄行為を繰り返したことを厳しく断罪している。その根拠として、同省は、いくつかの事項を

66) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 3 (Statement of Facts), TXSD, Feb. 11, 2009, p. 17.

67) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 1 (Information), Case 4:09-cr-00071, TXSD, Feb. 11, 2009, pp. 17-18.

68) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 17. 司法省は、以上に基づき、JGCを海外腐敗行為防止法違反の共謀者とした(合衆国法典第18編第371条)。

69) United States of America v. Marubeni Corporation, Document 1 (Information), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012, p. 18.

70) KBRについては、FCPA違反およびその共謀で罪を問われた。United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 1 (Information), Case 4:09-cr-00071, TXSD, Feb. 11, 2009.

71) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 19. 司法省は、これに基づき、JGCに海外腐敗行為防止法違反の幫助・教唆の疑いがあるとした(合衆国法典第15編第78dd-2条および合衆国法典第18編第2条)。

72) United States of America v. Marubeni Corporation, Document 3 (DPA), Case 4:12-cr-00022, TXSD, Jan. 17, 2012.

あげている。

第1に、TSKJは、責任を回避するため、不正な資金の提供を自ら行おうとしなかった。また支払いは、当局の目を逃れるため、二重三重に迂回的な形をとって実行された。たとえば、共謀者たちは、マデイラ3号の銀行口座から、ニューヨークの複数の銀行口座に電子送金し、さらにそれをスイスやモナコにある複数の銀行口座へと送金した⁷³⁾。

第2に、TSKJがエージェントと結んだマーケティングおよびアドバイザー契約は、内容が非常に曖昧なものであった⁷⁴⁾。エージェントとの間の契約が曖昧であれば、色々な抜け穴を用いての資金授受が可能となるため、通常、それは腐敗行為があったことを示唆する証拠となる。

第3に、KBRのスタンレーは、エージェントとの契約にあたり、テスラーと丸紅が賄賂を提供することを期待しながら、契約書に「贈賄禁止条項」を設けていた。またテスラーとトライスター社に対して、不正防止目的のデューデリジェンスも実施していた。これらはいずれもエージェントを使う本当の目的を隠すための措置あるいは抗弁づくりに過ぎなかった⁷⁵⁾。

第4に、TSKJの幹部、エージェントなどが「文化ミーティング」(cultural meetings)と称する会合を持ち、ナイジェリア政府官僚に賄賂を贈るための議論を行っていた⁷⁶⁾。これは、上述の「贈賄禁止条項」や「不正防止目的のデューデリジェンス」がいかに形式的で脱法的なものであったかを示唆する証左

となる。

第5に、米国企業のKBRは、マデイラ3号への直接出資を控えた。マデイラ3号へのKBR側からの出資は英国KBR子会社(M. W. Kellogg)を通して間接的に行っている。TSKJが設立したマデイラ1号と2号については、4社が、直接、均等出資しているのに対し、贈賄資金の送金を主たる目的としたマデイラ3号だけ、KBRが直接の出資を控えていることに、FCPAの適用(国内行動主体)を免れようとする意図が見える⁷⁷⁾。

第6に、マデイラ3号のボードに、米国人を一人も置かなかった。マデイラ1号と2号にはボード・メンバーに米国人を置いたが、贈賄資金の送金を主たる目的とするマデイラ3号だけ、米国人を置かなかった。ここにもFCPAの適用(国内行動主体)を免れようとする意図がうかがえる⁷⁸⁾。

司法省の指摘は上記6点につきるわけではないが、これらの指摘を見ただけでも、意識の低い企業が陥りがちな「小手先の法テクニクを用いた形式的法令遵守対応」が通用しない、ということが理解できよう。このグローバル・リスクに対応するには、つまるところ、妥協のないインテグリティをもって臨むしかないということである⁷⁹⁾。

第4節 米国当局が不正摘発のために駆使する手法

ナイジェリア贈賄事件に関する以上の検討を通して見えてくるのは、米司法省(加えて、

73) United States of America v. JGC Corporation, Document 1 (Information), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 10.

74) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 1 (Information), Case 4:09-cr-00071, TXSD, Feb. 11, 2009, p. 11.

75) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 3 (Statement of Facts), TXSD, Feb. 11, 2009, p. 10.

76) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 3 (Statement of Facts), TXSD, Feb. 11, 2009, p. 9.

77) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 3 (Statement of Facts), TXSD, Feb. 11, 2009, p. 5.

78) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 3 (Statement of Facts), TXSD, Feb. 11, 2009, p. 5.

SEC) の捜査能力、そして犯罪情報収集能力がここ数年で格段に改善されているということである。英国やドイツなど、米国以外の先進国においても捜査能力は改善されているが、米国のそれは他国を寄せ付けないほどの進展を見せている。またそれだけの能力を備えた国が、自国法をより柔軟かつ積極的に域外適用し始めたわけだから、企業は、海外腐敗行為という問題を、かつてのような感覚で軽々に扱うことができなくなっているのである。既に第1節において、贈賄行為をグローバル・リスクと見なす理由として、(1)「贈賄防止法の域外適用や締約国間の情報共有」と(2)「贈賄行為に対するサンクションが強化されていること」をあげたが、本稿を終えるにあたり、第3の「規制当局が不正をより簡単に摘発できるようになっていること」という理由について整理しておきたい。ナイジェリア事件を踏まえれば、それを可能とした手法やツールは、少なくとも3つある。

(1) 罰金額決定における裁量と捜査能力の改善

第1は、罰金額の決定において、司法省がかなりの裁量を発揮できるようになっていることである。一般論として罰金額が大きくなるだけでは、当局の情報収集能力は改善されない。改善につなげるには、独占禁止法におけるリニエンシー制度のように、被疑者・被告側の協力を引き出し得る権限を当局に与えることが重要となる。

周知の通り、米国では罰金額の範囲は『連邦量刑ガイドライン』に沿って決定される。その手順を繰り返せば、(1)「基準罰金額」を確定し、(2)次にその組織の「有責点数」をはじき出し、(3)最後に有責点数に付帯する「乗数」を基準罰金額に掛け合わせる。JGCの例で言えば、次の通りである。

基準罰金額は、同ガイドラインの第8章C2の組織犯罪レベルと第2章C1.1に基づいて算出されるが、ナイジェリア贈賄事件に関し、JGCは1億9,540万ドルの「基準罰金額」を科されている。これは「違法な支払いの見返りに受け取った利益に相当する額」とされる⁸⁰⁾。基準罰金額を確定した上で、次にJGCの有責点数を割り出す。それは、第8章C2.5にしたがえば、最終的に8点となる。基準点の5点から始め、JGCの従業員数が1,000人以上であること、上級管理職が犯罪に関与したこと、実質的な権限者による犯罪容認が組織に蔓延していたことなどが勘案され、4ポイント加算で、一旦、9点となるが、JGCが犯罪を認め、その責任を受け入れたことで、1ポイント控除され、最終的に有責点数は8点となっている⁸¹⁾。

この有責点数に付帯する最低乗数と最高乗数は図表3の通りである。これを先の基準罰金額1億9,540万ドルに掛け合わせ、罰金額の範囲を確定する。その結果、裁判所は、3億1,264万ドル～6億2,528万ドルの幅で罰金額を言い渡すことになる⁸²⁾。仮にJGCが最

79) インテグリティをもって臨むということは、何でもすべてが違法だと言って禁止することではない。FCPAに示された「積極的抗弁」の意味を正しく理解し、合理的かつ説得的に行動することが求められる。繰り返せば、資金や物品の提供などは、それを行う相手側の「国の成文法および規制下で合法的」であれば、またそれが「交通費・宿泊費などといった妥当かつ真正な支出」であれば、あるいは「製品またはサービスの推進、実証、説明」「外国政府もしくは同政府の行政当局との契約の遂行または履行」に直接関連するものであれば、許容されるということである。米国以外ではこうした「抗弁」を文書では認めてはいないが、コンプライアンスを徹底する上では、これは極めて現実的かつ合理的な基準と考えられる。高巖他『R-BEC006：外国公務員贈賄防止に関する企業内意思決定の支援ツール』麗澤大学企業倫理研究センター、2006年7月。

80) US Sentencing Commission, *Guidelines Manual*, Chapter 2 C.1.1 (d)(1)(B), Nov. 2011, p. 131. US Sentencing Commission, *Guidelines Manual*, Chapter 8 C.2.4, Nov. 2011, pp. 521-522.

81) United States of America v. JGC Corporation, Document 4 (DPA), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 6. ちなみにJGCは、連結では従業員数5,000名超となる(5,000人以上はさらに1ポイント加算される)。今回の計算では単体ベースで有責点数が計算されたことになる。

82) United States of America v. JGC Corporation, Document 4 (DPA), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 7.

図表3 有責点数と罰金額の範囲

有責点数	最低乗数	最高乗数
8	1.60	3.20
8	3億1,264万ドル	6億2,528万ドル

後まで争い、罪を認めなければ、裁判所は最も高い6億2,500万ドルを最終罰金額に選択していたかもしれない。仮にその金額が選ばれれば、JBCは600億円近い罰金を支払うことになったわけである。

司法省は、こうした数字を算出し被疑者・被告側に示すことで、自身の捜査能力と情報収集能力を高めてきた、ということができよう。すなわち、司法取引などに応じず、最後まで裁判で争う場合のおおよその罰金額を被告側に示し、「被告側の協力（JGCやTSKJによる協力）が得られれば、司法省の裁量で低い罰金を考え、逆に協力が得られなければ、高い罰金で刑事訴追する」ことを相手側に伝えるわけである。これを目の前にした時、捜査協力を拒否する企業はほとんどない。事実、ナイジェリア贈賄事件では、TSKJを構成するすべての企業が捜査協力を約束し、結果的に、司法省はより確かで詳細な犯罪情報を集積していくこととなった。

ちなみに、JGCの場合、上記罰金額の幅を見せられ、また既にTSKJを構成する他の3社がすべて犯罪事実に関し争わない姿勢を明確にしたことから、2011年4月「起訴猶予合意」を司法省と結んだ。JGCのこの判断を受け、司法省は最下限の3億1,264万ドルを採用するとともに、さらにその額より30%を控除し、2億1,880万ドルを最終過料とした。これだけの裁量を司法省が持っているからこそ、被告側は協力的とならざるを得ないわけである。

(2) 司法取引・起訴猶予合意の活用と捜査能力の改善

協力的になるということは、具体的には「司法取引の合意」(Plea Agreement)や「起訴猶予の合意」(Deferred Prosecution Agreement)を結ぶことを意味する。またこれと併せ、コンプライアンス態勢を強化することをも意味する。

たとえば、JGCが結んだ起訴猶予合意(他社との起訴猶予合意もほぼ同様)には「JGCは、適用される日本の法令及び規制に基づき、司法省に協力し続けなければならない。また司法省の要請に応じて、JGCは、適用される米国およびその他外国の法令・規則に一貫する範囲で、不正支払とそれに関連する帳簿書類や記録の改ざん、内部統制にかかわるすべての事項について、JGCの捜査を行う、あるいはJGCの現在および過去の取締役、執行役、従業員、エージェント、コンサルタント、契約業者、下請業者、子会社、その他関係者の捜査を行う、他の法執行機関に十分協力しなければならない」と記されている⁸³⁾。この文面にある「協力」とは非常に広く、a) 不正支払と帳簿改ざんなどにかかわるすべての事実を開示すること、b) 司法省の要請により、JGCを代表する者を指定し、彼を通してその事実を開示すること、またその情報は常に完全かつ真実で正確であること、c) 司法省の要請により、JGCは、現在または過去の取締役その他関係者から証言が得られるよう最善の努力を尽くすこと、またこれには重要な情報を有すると思われる証人の特定が含まれること、d) 司法省に提供される情報や証言のその他政府機関への開示を認めること、などが含まれている⁸⁴⁾。

加えて、司法取引合意および起訴猶予合意では、通常、合意後30日以内に自社を監視する候補機関(個人)を複数あげ、司法省がそ

83) United States of America v. JGC Corporation, Document 4 (DPA), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 4.

84) United States of America v. JGC Corporation, Document 4 (DPA), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, pp. 4-6.

の中から満足できる監視機関を指定することになっている。その上で、指定された監視機関が、合意後60日以内に、FCPA 違反およびその他法令違反の防止に関する被告企業のコンプライアンス・プログラムについて評価を行う⁸⁵⁾。当然のことながら、被告企業は、この監視機関による評価に基づいて、有効なコンプライアンス態勢の構築に努めなければならない。仮に態勢構築過程で、あるいは構築後に新たな事件情報を認識すれば、当然、これを司法省に伝える必要がでてくる。重要情報を知りながら、隠蔽すれば、これをもって合意違反となり、かつコンプライアンス態勢の欠陥と見なされるためである⁸⁶⁾。

これを司法省側から見れば、被告企業と「合意」を結ぶことで、司法省はより広範かつ高度な捜査能力を手にし、より精度の高い犯罪情報を確実に蓄積できるようになるわけである。ナイジェリア贈賄事件を例に、その流れを確認しておこう。

＜犯罪情報の漸進的蓄積＞

2011年4月および2012年1月、JGCと丸紅がそれぞれ司法省と起訴猶予合意に達したが、そこに至るプロセスは2008年9月3日に

KBRの元CEOであったスタンレーが当局と「司法取引合意」を結んだことに始まる。2008年9月、スタンレーは2つの罪状に基づき、7年の禁固刑を言い渡されたが、それと同時に、捜査に全面的に協力(substantial assistance)すれば、刑期の短縮があり得るとされた⁸⁷⁾。

このため、スタンレーは捜査協力に応じ、司法省はナイジェリア贈賄事件に関するより確かな情報を入手していった。元CEOが捜査協力を約束したことを受け、2009年2月11日、KBRは贈賄禁止条項違反を認め、罰金4億200万ドルを支払い、司法取引合意を司法省と結んでいる⁸⁸⁾。同時に、KBRと事件当時のKBR親会社であったハリバートン社の2社も、会計処理条項違反を認め、SECの指摘する不当利益1億7,700万ドルを支払っている⁸⁹⁾。

KBRとともに贈賄行為を繰り返した3社およびエージェント2社(2名)は、2009年2月時点の裁判所資料では、Contractor B、Contractor C、Contractor D、Consulting Company A、Consulting Company Bと表記されていたが⁹⁰⁾、スタンレーおよびKBRの協力により、徐々にそれらのContractorsや

85) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 2 (Independent Corporate Monitor), TXSD, Feb. 11, 2009, p. 1. この内容は起訴猶予合意についてもほぼ同様である。

86) United States of America v. JGC Corporation, Document 4 (DPA), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 11. この合意書の約束は、裁判所文書(犯罪情報)に記載する行為および合意書締結前にJGCが司法省に開示した行為に対し訴追を延期するものであって、それ以降に別の新たな不正が発覚すれば、それについては訴追を免れないものとされる。なお、有効なコンプライアンス・プログラムの一部として、エージェントやビジネスパートナーとの契約書などには「腐敗防止表明」「FCPA及び不正競争防止法外国公務員贈賄防止規定の遵守誓約」「上記を確実にするためのエージェント及びビジネスパートナーの帳簿に対する監査権」「腐敗防止違反や誓約違反におけるエージェント及びビジネスパートナーの解除権」などの条項を盛り込むことも求められる。

87) United States of America v. Albert Jackson Stanley, Document 9 (Plea Agreement), Case 4:08-cr-00597, TXSD, Sep. 3, 2008, pp. 6-8. Stanleyは既に禁固8ヶ月(7年)が言い渡されており、1,080万ドルの支払いを求められている。刑期は彼の捜査協力次第で再検討されるとしていたが、2012年2月の判決では、Stanleyの協力が考慮され、2年半に短縮されている。

88) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, TXSD, Feb. 11, 2009, pp. 2-5. United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 13 (Judgement), Case 4:09-cr-00071, TXSD, Feb. 12, 2009, p. 5.

89) Securities and Exchange Commission v. Halliburton Company and KBR, Inc., Civil Action No. 4:09-399, Feb. 11, 2009. U.S. Securities and Exchange Commission, "Litigation Release," No. 20897A, "Accounting and Auditing Enforcement Release," No. 2935A, Feb. 11, 2009 (Securities and Exchange Commission v. Halliburton Company and KBR, Inc., 4:09-CV-399, TXSD).

Consulting Companies (エージェント)がこの事件において果たした役割が明らかとなり、資料中の匿名部分はすべて実名に置き換えられていった。

犯罪情報の確証がとれ、また情報の積み上げが進む中で、司法省は2010年以降「司法取引合意」(Plea Agreement)に代え、「起訴猶予合意」(Deferred Prosecution Agreement)を用いるようになっていった。まず2010年6月、3億1,840万ドル～6億3,680万ドルの罰金額範囲を示し、テクニップ社(Contractor B)と起訴猶予合意を結んだ⁹¹⁾。翌月の2010年7月には、3億ドル～6億ドルの罰金額範囲を示し、スナムプロジェクト社(Contractor C)と起訴猶予合意を結んだ。これにより、両社からその後の全面的な協力を引き出している⁹²⁾。

＜司法取引合意および起訴猶予合意の特徴＞

司法取引合意や起訴猶予合意を結ぶことで、犯罪情報は確実に蓄積される。これを締結することで、司法省は被告人および被告企業に対し「不正支払い、それに関連する帳簿書類の改ざん、内部統制に関するすべての事項」に関し「現在および過去の取締役、役員、従業員、エージェント、コンサルタント、契約業者、下請業者および子会社などに対する調査」の全面的な協力を引き出し得るからである⁹³⁾。既に説明したが、合意を結んだ企業には、事実情報の誠実な開示、完全で真正かつ正確な情報の提供、関係者との面会を設定すること、司法省以外の政府当局への資料開

示などが求められる。このため、司法省は、ほぼ無条件かつ無制限的に犯罪情報を収集できることになる⁹⁴⁾。

JGCが結んだ起訴猶予合意を例にあげれば、合意書の効力は、犯罪情報が裁判所に提出された日(2011年4月11日)に生じ、その日より2年と7日が経過するまで続くとされている。それゆえ、この期間中、JGCが協力を拒めば、あるいは「JGCが合意書の条項に故意に違反した」と司法省が認定すれば、司法省は起訴猶予合意を破棄し、法的手続を再開することになる⁹⁵⁾。

加えて、合意を交わした被告企業は、裁判所に提出された文書(犯罪情報)に記載した事項と異なる意見を、たとえ裁判外であっても主張してはならないとされる。仮にそうした主張があった場合、それが外部の者によるものであったとしても、彼が被告会社のために意見を述べる権限者であれば、司法省はこれをもって合意違反と見なすことになる。仮にこれが被告企業の真意でないとするれば、被告企業は迅速にこれを正さなければならない。当然、その訂正措置がとられなければ、合意は破棄される⁹⁶⁾。これだけの二重三重の条件を課された上での協力であるため、司法省の捜査能力および情報収集能力は、否応なしに高まるわけである。

以上のような仕組みを用いて、司法省(およびSEC)は、ナイジェリア贈賄事件にかかわる被告人および被告企業の協力を引き出し、15億ドル以上の罰金・不当利益の返還を命ずることとなった。最終的に企業が支払っ

90) United States of America v. Kellogg Brown & Root LLC, Document 12 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00071, Exhibit 3 (Statement of Facts), TXSD, Feb. 11, 2009, pp. 3-6.

91) United States of America v. Technip S. A., Document 1-1 (DPA), Case 4:10-cr-00439, TXSD, June 28, 2010, p. 7.

92) United States of America v. Snamprogetti Netherlands B. V., Document 3 (DPA), Case 4:10-cr-00460, TXSD, July 7, 2010, p. 6. こうして、JGC (Contractor D) と丸紅 (Consulting Company B) に関する犯罪情報も着実に蓄積されていった。

93) United States of America v. JGC Corporation, Document 4 (DPA), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 4

94) United States of America v. JGC Corporation, Document 4 (DPA), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, pp. 5-6

95) United States of America v. JGC Corporation, Document 4 (DPA), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 3

96) United States of America v. JGC Corporation, Document 4 (DPA), Case 4:11-cr-00260, TXSD, April 6, 2011, p. 15.

図表4 罰金や不当利益没収額の総計（米国財務省に支払われた総額）

（2012年2月23日現在）

企業名	罰金・不当利益没収
KBR LLC	4億200万ドル
Halliburton + KBR (to SEC)	1億7,700万ドル
Technip	2億4,000万ドル
Technip (to SEC)	9,800万ドル
Snamprogetti Netherlands	2億4,000万ドル
Snamprogetti & ENI (to SEC)	1億2,500万ドル
JGC	2億1,880万ドル
Marubeni	5,460万ドル
合計	15億5,540万ドル

た金額は図表4の通りである。

加えて個人の処罰についても、2012年2月、全員に刑が言い渡されている。2010年12月の司法取引で、チョーダン（72歳）は、禁固刑最長5年、約75万ドルの財産没収とされたが⁹⁷⁾、テスラー起訴に向けてのチョーダンの協力が評価され、最終的に、執行猶予1年に減刑された。英国人弁護士であるテスラー（62歳）に関しては、2011年3月の司法取引で、禁固刑最長10年、約1億5,000万ドルの財産没収とされたが⁹⁸⁾、最終的には禁固21ヶ月（1年9ヶ月）の実刑および釈放後2年間の保護観察となった。KBRの元CEOであったスタンレー（66歳）については、2008年の司法取引で、禁固刑最長84ヶ月（7年）と約1,080万ドルの損害賠償支払いとなったが⁹⁹⁾、それ以降の捜査協力が考慮され、2012年2月の判決では、禁固30ヶ月（2年半）および釈放後3年間の保護観察とされた。一方で厳しい実刑判決の可能性を示しながら、他方で司法取引を進めるというこの手法は、個人の場合においても、米当局の捜査

能力および犯罪情報収集能力を大幅に改善しているわけである。

(3) 内部告発制度の導入と捜査能力の改善

米当局の捜査能力および犯罪情報収集能力を大幅に改善する方法として最後にあげなければならないのは「インセンティブ付きの内部告発制度」である。もともと、連邦政府は「キータム訴訟」というインセンティブ付き制度をもっているが、これは政府に与えた損害について市民の告発を促すもので、特定の犯罪行為に関して告発を促すものではない。そこで、2010年、まったく新たに、FCPA違反などに関する告発を促すインセンティブ付き制度を導入することとなった。

2008年9月のリーマン・ショックとそれに続く金融危機を受け、米国では金融機関などに対する規制強化の議論が進み、その結果、2010年7月、金融規制改革法（ドッド＝フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法）が制定された（2011年7月に施行）。これに伴い、「内部告発者に対する報償制度」（同法748条）、「紛争資源」（同法1502条）、「天然資源開発に係わる企業の支払開示」（同法1504条）などといった規定までがドッド＝フランク法に盛り込まれることとなった。米当局（司法省およびSEC）の捜査能力や情報収集能力の改善との関係で言えば、748条の「内部告発者に対する報償制度」規定は、非常に大きな意味をもつものであった。

同条は、SECに対し有効な内部告発制度を構築することを求めており、その内容は次の通りである。すなわち、内部通報者が連邦裁判所における起訴または行政訴訟の成功につながる「独自の情報」（original information）を提供した場合、かつそれによって、

97) United States of America v. Wojciech J. Chodan, Document 23 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00098, TXSD, Dec. 6, 2010, p. 4.

98) United States of America v. Jeffrey Tesler, Document 34 (Plea Agreement), Case 4:09-cr-00098, TXSD, March 11, 2011, p. 4.

99) United States of America v. Albert Jackson Stanley, Document 9 (Plea Agreement), Case 4:08-cr-00597, TXSD, Sep. 3, 2008, p. 4.

SECが100万ドル以上の制裁金を徴収した場合、その内部告発者（個人あるいは複数）は、SECより徴収額の10%～30%を報奨金として受領する、というものである¹⁰⁰⁾。

同規定は、報償額の決定にあたっては(1)提供される情報が司法上・行政上の処分を行う上でどれほど意義があったか、(2)告発者が提供する協力の程度、そして司法上・行政上の処分における告発者の法的代表性の程度がどれくらいであったか、(3)SECとして法令の効果的な執行につながる情報を提供した内部告発者に報償を与えることで、同種の違反を躊躇させる効果がどれくらいあったか、(4)SECが規則あるいは規制によって設けるかもしれない新たな施策がどのようなものになるか、なども考慮するよう求めている。こうした一般的な条件が示されたことを受け、SECは、約1年をかけ詳細な「運用規則」を策定していった¹⁰¹⁾。

運用規則の策定にあたっては、パブリック・コメントを求め、問題点を整理し、その上で最終的に2011年8月、運用規則を制定・発効した¹⁰²⁾。これによれば、内部告発者が通報する情報は連邦証券法および証券取引委員会が発する規則や規制に違反する行為に関するものとし、州法や他国の法律に違反する行為に関する情報は対象外とされる¹⁰³⁾。よって、対象外の情報を提供しても、それがたとえ重大な犯罪情報であったとしても、同プログラムで規定する「内部告発」にはあたらないことになる¹⁰⁴⁾。ただし、FCPA違反については、SEC所管のFCPA「会計処理

条項」にかかわるため、これに関する情報は海外などからも積極的に集めることとし、既に具体的な情報収集活動が始まっている。当然、SECが情報を入手すれば、これを司法省と共有し、また必要があれば、外国公務員贈賄防止条約の締約国とも共有し、事件捜査・犯人逮捕・刑事訴追へと動いていくことになる。

FCPA違反に関する情報収集サイト(FCPA Reporting Center)では「FCPAに関する内部告発者となれば、あなたは、相当の報酬を受けとれるでしょう。それは、たとえば、数百万ドルになるかもしれません。米国法が改正され、FCPA違反を報告する個人は、報復から完全に保護され、政府が徴収する制裁金の最高30%まで受けとれます。2010年、米国政府は、FCPA違反に関し15億ドル以上を徴収しています」とアピールしている¹⁰⁵⁾。正義を実現するために、こうした仕組みまで設けることに疑問を感じないわけではないが、腐敗を無くすには、また市場の競争を阻害する要因を排除するには、ここまで徹底するという米国政府の強い姿勢を見ることができよう。

結びにかえて

多くの企業がグローバルなレベルでの自由化を望む。それは、企業によるリバタリアニズムの支持を意味する。しかし、リバタリアニズムは、その対として必ず「オープンで公正な競争」の徹底を求めてくる。両者はコイ

100) The Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, H. R. 4173, pp. 364-366.

101) The Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, H. R. 4173, p. 366.

102) Securities Exchange Commission, "Implementation of the Whistleblower Provisions of Section 21F of the Securities Exchange Act of 1934," 17 CFR Parts 240 and 249, [Release No. 34-64545; File No. S7-33-10], RIN 3235-AK78, May 25, 2011.

103) 連邦証券法には、証券法、証券取引所法、その他SECが管轄する連邦法が含まれる。黒沼悦郎『アメリカ証券取引法』(第2版)、弘文堂、2004年、4-10頁。

104) Securities Exchange Commission, "Implementation of the Whistleblower Provisions of Section 21F of the Securities Exchange Act of 1934," 17 CFR Parts 240 and 249, [Release No. 34-64545; File No. S7-33-10], RIN 3235-AK78, May 25, 2011, p. 13.

105) <http://www.foreign-corrupt-practices-act.org/>

ンの裏と表の関係にあり、一方だけを受け入れ、他方を無視するといった無節操は許されない。加えて、ここに見てきた「贈賄禁止」については、リバタリアンのみならず、ニューリベラルも厳格にその実践を求めてくる。特権階級だけが私腹を肥やし政情不安や内戦となれば、最初に悲惨な思いをするのは、常にその国の社会的弱者たちだからである。ナイジェリアはその典型でもある。

20世紀中、世界の何処かで内々に行われていたルール違反はほとんど当局に知られることはなかった。だが21世紀に入り、基本法令の域外適用や規制当局の協力態勢が進み、さらには厳罰化、司法取引、内部告発制度などのツールが強化されたことで、企業を取り巻く環境は大きく変化している。海外腐敗行為に対する米欧の容赦ない、厳しい姿勢を見てきたが、今後、韓国や中国などの規制当局も国際化の流れの中で、問題行為の摘発（特に自国内における腐敗行為の摘発・厳罰など）を強化していくことになろう。グローバルにビジネスを展開する日本企業は、リバタリアニズムの本質を再認識し、時代に対応できていない部分があるとすれば、謙虚になってこれを直視し、態勢の立て直しを急ぐ必要がある。

もっとも、本稿で展開した「グローバル・リスク」に関する説明は、いずれも功利主義的な観点から行ったものである。簡単に言えば「法令違反すれすれの危険を犯し得られる利益と、罰せられるリスクの大きさを天秤

にかけ、罰せられるリスクの方が大きくなっている」という説明を行ったわけである。しかし、企業倫理という観点からすれば、あるいは企業のインテグリティを高めていくという観点からすれば、「摘発されるリスクや罰せられるリスクが大きいから、コンプライアンスや内部統制の充実に努める」というのでは、実に空虚で不十分な説明である。功利主義的な理由だけで社内の徹底を図れば、それは簡単に「罰せられるリスクが小さければ、法令違反も許容される」という論理に反転しかねないからである。

なぜ、ハードコア・カルテルや外国公務員贈賄がグローバル市場において忌み嫌われるのかと言えば、それは「オープンで公正な競争」というビジネス・リーダーたちが目指すところを完全に否定してしまうからである。本稿の立場は、リバタリアニズムを全面的に支持するものではないが、少なくとも、良識的な企業や経営者たちがほぼ間違いなくリバタリアニズムを支持しているという事実を認めるものである。それゆえ、ここで強調したいのは「自身の信条に反することに自ら関与することなど、あってはならない」という点である。この部分で齟齬をきたす企業は、場当たり的な経営に陥り、組織としての凝集力を喪失し、早晚、その競争力まで失ってしまうことになろう。インテグリティ（一貫した誠実さ）を重視する経営者や企業にあっては、これを絶対に見誤ってはならない。

Summary

Foreign Corrupt Practices as a Serious Global Risk for Business —Lessons from the Nigerian Bribery Scandal—

Iwao Taka, Tadashi Kunihiro, Yuko Gomi

In this article, we describe three main reasons why foreign corrupt practices are considered one of the most serious risks to globally-operating corporations. First, many

countries, especially the 38 countries which ratified the OECD Anti-Bribery Convention, have begun to share information to combat this problem. Particularly noteworthy is that the US Department of Justice (DOJ) started to apply its Foreign Corrupt Practices Act (FCPA) extraterritorially far more actively than ever. Second, countries such as the USA and EU countries began to impose severe sanctions against offenders who broke laws that prohibit corporations from providing illicit money to foreign politicians and officials. Over the past several years, the amount of penalties levied upon corporate offenders has risen exponentially. The maximum amount one corporation has paid already reached 1.6 billion US dollars. Third, the DOJ (as well as the SEC) has acquired very effective measures and tools (e. g., discretionary power to determine final penalties, plea agreements, deferred prosecution agreements, and the establishment of the FCPA Reporting Center), which make it much easier to collect and accumulate criminal information and to bring charges against FCPA offenders. For the purpose of understanding the third reason, we examine how the DOJ has tracked down the criminals (both corporations and individuals) at the Nigerian Bribery Scandal.

（受付 平成24年 7 月 5 日）
（校了 平成24年 8 月23日）